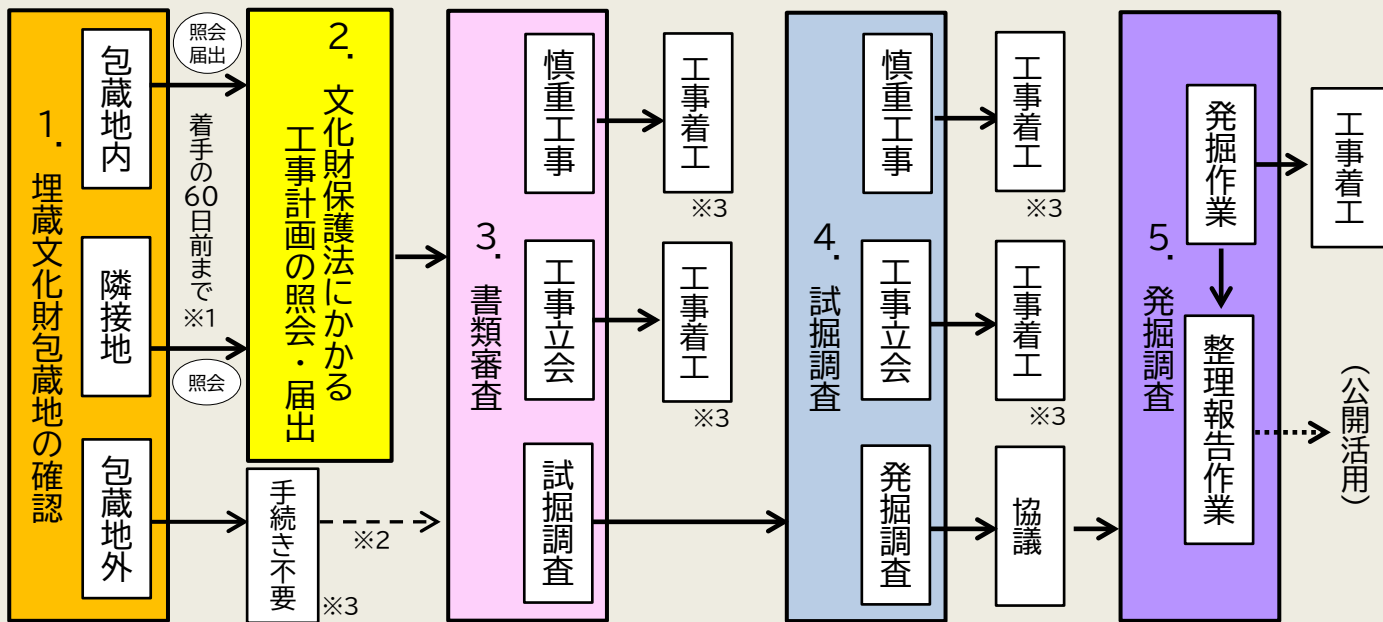




埋文のトリセツ

福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド

埋蔵文化財の包蔵地や隣接地で土木工事をおこなう際は、
事前に埋蔵文化財課での手続きが必要です。



1. 埋蔵文化財包蔵地の確認

手続きが必要な地域かどうか、
インターネット上で確認をしてください。

手順1 「包蔵地外リスト」を確認

「福岡市の文化財」HP→「遺跡内での土木工事」→「遺跡かどうかを調べるには」
包蔵地分布地図は随時更新されます。かならず最新の情報をご確認ください。

埋蔵文化財包蔵地に含まれない地域一覧（包蔵地外リスト）

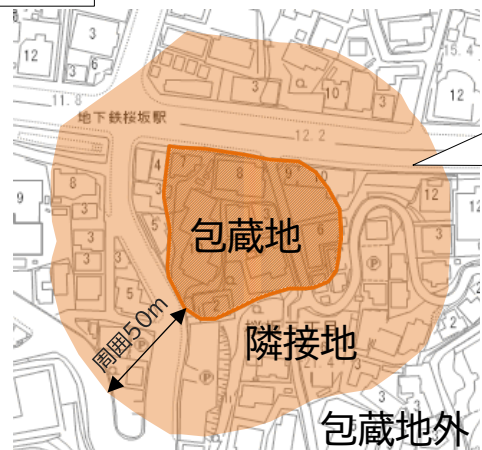
中興区	包蔵地外	包蔵地外	包蔵地外	包蔵地外	包蔵地外
10001	10002	10003	10004	10005	10006
10007	10008	10009	10010	10011	10012
10013	10014	10015	10016	10017	10018
10019	10020	10021	10022	10023	10024
10025	10026	10027	10028	10029	10030
10031	10032	10033	10034	10035	10036
10037	10038	10039	10040	10041	10042
10043	10044	10045	10046	10047	10048
10049	10050	10051	10052	10053	10054
10055	10056	10057	10058	10059	10060
10061	10062	10063	10064	10065	10066
10067	10068	10069	10070	10071	10072
10073	10074	10075	10076	10077	10078
10079	10080	10081	10082	10083	10084
10085	10086	10087	10088	10089	10090
10091	10092	10093	10094	10095	10096
10097	10098	10099	10100	10101	10102

※1. 包蔵地外リストは、埋蔵文化財包蔵地と隣接地を区別するために作成されています。
※2. 埋蔵文化財包蔵地と隣接地は、埋蔵文化財包蔵地と隣接地を区別するために作成されています。
※3. 埋蔵文化財包蔵地と隣接地は、埋蔵文化財包蔵地と隣接地を区別するために作成されています。

包蔵地外リストに
含まれない
↓
包蔵地や隣接地に該当する可能性

包蔵地外リストに
含まれる
↓
包蔵地外 ※2 ※3

手順2 「福岡市Webまっぷ」で包蔵地分布地図を閲覧



敷地の一部でも色がかかっている場合は、
包蔵地や隣接地とみなします。

土木工事を行う場合は**事前の照会・届出**が必要

判断が難しい場合は、お問い合わせください。

- ◆FAX・メール(対象地の位置・範囲を明示した1/2000程度の地図を添付)
FAX番号 092-733-5537
メールアドレス maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
- ◆埋蔵文化財課の窓口(福岡市役所14階、平日:9~12時/13~17時)



福岡市 Webまっぷ

※1 文化財保護法第93条にもとづき、届出は工事着工の60日前までに提出する必要がありますが、工事を円滑に進めるために早期の照会・届出の提出を推奨しています。
※2 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法第33条にかかる採取計画認可申請、盛土規制法にかかる事前協議申請を行う場合は、協議の対象となります。
※3 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条に基づき、すみやかな届出が必要です。

2. 工事計画の照会・届出

「福岡市の文化財」HP→「遺跡内での土木工事」
→「遺跡内における工事手続きについて」

土木工事の予定地が**包蔵地・隣接地**の範囲に含まれる場合は、
埋蔵文化財課への**照会・届出**をおこなってください。

提出書類

様式1 埋蔵文化財の有無について(照会)

様式2 埋蔵文化財発掘の届出について

+

工事計画図面

位置図 現況図 配置図 基礎伏図・断面図
地盤改良施工図 等

電子申請が
便利です！



フォーマットに沿って、工事内容
を入力して、添付資料のデータ
をアップロードすればOK！
照会と届出の書類を作成する
必要がないため、便利です！

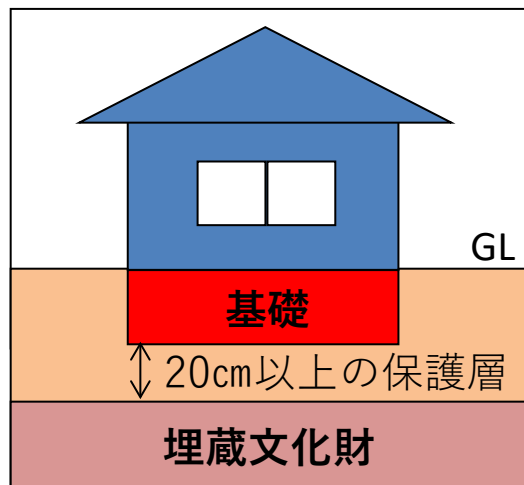
- ・埋蔵文化財課(市役所14階)に1部持参、または電子申請(スマート申請)してください。
- ・審査結果によっては、回答までに期間を要しますので、早めの手続きを推奨しています。
- ・書類に不備があった場合や、工事内容が未確定の場合は、審査を保留することがあります。
- ・隣接地や包蔵地外での土木工事の際は、様式2は不要です。
- ・様式1の照会者名は、施主・事業主が望ましいですが、仲介業者等でも可能です。
- ・様式2の届出者は、施主・事業主となります。
- ・土地売買等の目的で照会をおこなう場合は、様式1に位置図・現況図を添付してご提出ください。工事計画が決まり次第、様式2及び設計図面を提出してください。

3. 書類審査

土木工事の範囲(基礎・地盤改良、切土・盛土の範囲、恒久的工作物の有無等)と埋蔵文化財の存在が想定される範囲との関係を確認します。

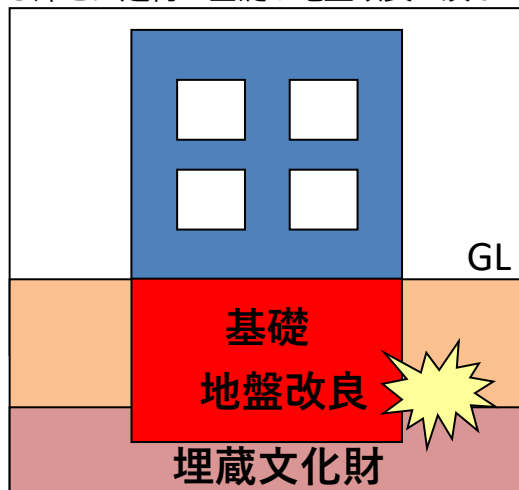
◆審査の基準

(例)建築工事の場合・・・埋蔵文化財の存在が想定される深さに建物の基礎や地盤改良が及ぶかどうか



20cm以上の保護層を確保できる

→ 慎重工事



埋蔵文化財に影響する可能性がある

影響は最小限

→ 工事立会

影響する可能性が高い

→ 試掘調査

【切土工事の場合】埋蔵文化財の存在が想定される深さまで切土が及ぶかどうか

【盛土工事の場合】埋蔵文化財の存在が想定される深さから2mを超える盛土を行うかどうか

【恒久的構築物の場合】埋蔵文化財の存在が想定される範囲に、道路等の恒久的な工作物(道路、鉄道、橋梁、ダム、河川等)を設置する場合は、原則、試掘調査を実施。

◆ 審査結果とその後の手続き



審査結果が出るまで、工事着工はできません。
(駐車場造成や外構工事も含みます。)

書類提出から開庁日で約7~10日で、審査結果について当課から電話連絡があります。

慎重工事 工事計画を変更することなく、慎重に工事を実施してください。※4

- 窓口で、回答書を受け取ってください。(電子申請の場合は、サイトにアップロードされます。)
- 工事計画に変更があった場合は、変更後の図面をご提出ください。再審査となる場合もあります。

工事立会 埋蔵文化財に影響がないか確認するために、職員が工事に立ち会います。 ※4

- 窓口で、回答書を受け取ってください。(電子申請の場合は、サイトにアップロードされます。)
- 工事着工の1週間前までに、当課に連絡し、立会を実施する日程について協議してください。

【立会のタイミング】 基礎根切りの場合：掘削後～栗石敷設前
表層改良の場合：掘削後～固化材投入前
その他の改良工事：柱状改良・杭等打設時

試掘調査 埋蔵文化財の有無や深さを確認するために、試掘調査を実施します。

- 回答書は、試掘調査実施後に発行されます。
- 試掘調査を実施する日程等について、当課と協議してください。

4. 試掘調査 バックホーでトレンチ(試掘溝)を掘って、埋蔵文化財の有無や内容を確認します。

◆ 試掘調査実施前の確認事項

CHECK 1 重機が稼働できるスペースが必要です **CHECK 2** 障害物は事前に撤去してください

- 最低でも2t車が進入できる
- バックホーのアームが安全に旋回できる
- 掘り上げた土をすぐそばに置く
- 樹木や埋設物(管渠など)を事前に撤去する
- 舗装されている場合は、事前の撤去、または、アスファルトカットを行う

◆ 試掘調査にかかる費用等

試掘調査に使用する重機は、公費で手配が可能です。

ただし、予算の都合上、実施できる試掘調査は、年度ごとに上限があります。
障害物の撤去等の条件整備や現状復旧については、**照会者側の負担**となります。
万が一、管渠等の破損が発生した場合の復旧も、**照会者側の負担**となります。

◆ 試掘調査にかかる期間

重機の予約状況によっては、試掘調査が2~3ヶ月先になることがあります。(状況により変動)

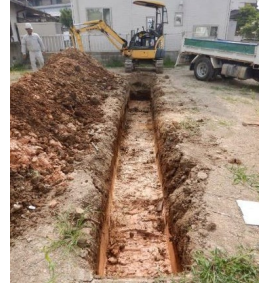
試掘調査の早期実施を希望する場合、照会者側で重機とオペレーターを手配して、試掘調査を実施することも可能ですが、費用は、照会者側の負担となります。
また、その際は、平バケットのバックホーを手配してください。

◆ 注意事項

試掘調査後、掘削箇所の完全な現状復旧はできません。

掘削箇所は地盤が弱くなったり、埋め戻しで土が盛り上がったため、試掘調査後も駐車場や農地として使用する場合は、注意が必要です。

また、その後の土地利用での不都合に対して、本市では責任を負いかねます。



※4 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



◆試掘調査の流れ

- ①電話連絡 試掘調査を実施する日時を協議してください。
- ②事前準備 ガス、水道等の埋設管は、事前に撤去してください。
重機の騒音等が生じますので、近隣住民の方には事前に周知をお願いします。
- ③試掘調査 重機で工事予定範囲の一部を掘削します。
当日は、かならず、照会者側の担当者が立ち会ってください。
- ④回答書発行 試掘調査後、開庁日で7日～10日程度で、結果について電話連絡があります。

慎重工事/支障なし

窓口で回答書を受け取ってください。
(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)

工事着工可能※5

※5 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条にもとづき、すみやかに届出をしてください。

工事立会

工事着工可能※5

着工1週間前までに当課へ電話連絡

発掘調査

工事に先立って、
記録保存のための発掘調査が必要です。
当課と協議を行ってください。

工事の設計変更により、
発掘調査が不要となる
場合もあります。

5. 発掘調査

埋蔵文化財の現状保存ができないと判断される場合は、
記録保存のための発掘調査を実施する必要があります。

◆発掘調査の実施基準

- 工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ場合
- 道路その他恒久的な工作物を設置する場合
- 盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面からおおむね2メートルを超える場合 等

◆発掘調査の実施者 ……原因者(発掘調査の原因となる土木工事等の事業主)

福岡市では、市役所が発掘調査を行いますので、原因者から市に業務を「委託」することになり、その委託料(発掘費用)は原因者の負担となります。

※個人専用住宅の場合は、公費で実施可能ですが、年度毎に予算に限りがあります。

※その他、個人事業主の事業について、調査費用の一部を公費で負担できる場合があります。

詳細は、お問い合わせください。

◆発掘調査の範囲 ……工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲(建築工事の場合は、建築面積)

◆発掘調査の期間 ……試掘調査の結果や、各現場の諸条件を確認したうえで、個別に積算

発掘調査は、現地での「発掘作業」と、室内での「整理報告作業」が必要です。

発掘作業が完了次第、工事は着工可能ですが、整理報告作業が完了するまでが発掘調査(委託契約)の期間となるため、契約期間は複数年にまたがります。

◆発掘調査の費用 ……試掘調査の結果や、各現場の諸条件を確認したうえで、個別に積算



福岡市の
文化財

CULTURAL PROPERTIES
IN FUKUOKA

福岡市経済観光文化局 文化財活用部 埋蔵文化財課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

TEL : 092-711-4667 F A X : 092-733-5537

Mail : maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp(包蔵地確認専用)

「福岡市の文化財」HP <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>



詳細は、『埋文のトリセツ～福岡市埋蔵文化財包蔵地での工事手続きについて』をご覧ください。